

三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務の委託に関する事業者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務の委託の内容及び同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

安全・安心な給食を安定的に提供するため、令和6年度から学校給食調理業務の委託を実施する。

第2 業務概要

- 1 業務名 三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務
- 2 業務内容 別添「三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務仕様書」のとおり
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和10年7月31日まで
- 4 提案価格の上限額
この業務に係る提案価格の上限額は、366,487千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第3 担当

〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上310番地
三木町教育委員会 教育総務課 施設係
電話 087-891-3313
FAX 087-898-1994
電子メール kyoikusomu@town.miki.lg.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 三木町の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札参加資格者名簿に登録された者又は搭載される要件を満たしている者であること。

※未搭載事業者が参加する場合は、登録に必要となる書類を、企画提案書類の提出期限までに提出すること。（提出先等は、第3と同じ。）

なお、この書類の提出をもって、名簿登録されるものではない。

また、未搭載事業者が三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務の業務を請け負うに至った場合は、速やかに競争入札参加資格者名簿への登録の手

続きをとること。

【参考】<https://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=7311>

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書提出期日において、三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第3号）、三木町物品の買入れ等に係る指名停止措置要綱（平成23年三木町要綱第2号）、香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）、香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止期間中である者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 契約等の相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 法人格を有し、業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有しており、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (7) 学校給食（学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の調理業務の受託実績を有し、現在も該当する施設での調理業務を行っている者であること。
- (8) 過去5年間に於いて、学校給食調理業務に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等の重大な食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- (9) 過去1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 委託事業の遂行に際し、仕様書に定める業務責任者等の要件を満たす従事者を配置できるだけの人員を確保できる者であること。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行できる者であること。
- (12) 業務委託の実施にあたり、三木町との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる者であること。

第5 スケジュール

令和5年10月 6日	募集要項等の公表
令和5年10月21日	説明会
令和5年10月21日	施設見学会（各小学校調理場）
令和5年10月30日	募集要項等への質問等の受付期限（第1回目）
令和5年11月 2日	募集要項等への質問等の回答（第1回目）
令和5年11月 6日	参加表明及び資格審査書類の提出期限
令和5年11月13日	募集要項等への質問等の受付期限（第2回目）
令和5年11月17日	募集要項等への質問等の回答（第2回目）
令和5年11月24日	企画提案書類の提出期限
令和5年12月上旬	ヒアリング
令和5年12月上旬	優先交渉権者の決定
令和5年12月中旬～下旬	転籍対象調理員説明会（町と事業者の共同）
令和6年1月上旬	契約締結

第6 説明会等

1 説明会

- (1) 日時 令和5年10月21日（土）
午前9時30分～（受付開始：午前9時00分～）
- (2) 場所 三木町役場 防災センター 3階 大ホール

- (3) 留意事項 当日、受付として、参加者の名刺をいただきたいので、名刺を必ずお持ちいただくようお願いします。
人数制限等は、特に設けません。

2 施設見学会

- (1) 開催日 令和5年10月21日(土)

- (2) タイムスケジュール

10:00～11:00	平井小学校調理場 (香川県木田郡三木町大字平木 710 番地 1)
11:20～12:20	田中小学校調理場 (香川県木田郡三木町大字田中 4620 番地 2)
13:20～14:20	白山小学校調理場 (香川県木田郡三木町大字下高岡 352 番地 1)
14:40～15:40	氷上小学校調理場 (香川県木田郡三木町大字氷上 2845 番地)

- (3) 留意事項 施設見学会に参加される方は、必ず説明会にご参加ください。
調理場内に入場される方は、見学する日から3週間以内に検便検査(学校給食衛生管理基準に適合する検査とする。)を実施しており、調理等の業務に従事して問題ないとする結果を得ている方に限ります。(当該結果を示す書類の写しを、説明会受付時に必ず提出してください。)
また、調理場入場の際は、上白衣、白衣帽子、マスクを着用し、清潔な履物(調理場用の上履(汚染区域用・非汚染区域用計2種類))を履いて、ご入場ください。
- (4) その他 令和5年9月27日公表資料「三木町立小学校給食の調理等の業務に関する事業者向け説明会・見学会について」のとおり

第7 参加表明等の手続き

1 参加表明書及び資格審査書類の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資格審査書類を提出すること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。(資格審査の結果、参加資格要件に該当しないと認められた者には、その理由を文書により通知する。)

- (1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1-1)

イ 給食事業実績調書(様式1-2)

※各様式により添付を要するとした書類を含む。

(2) 提出方法等

ア 提出期限

令和5年11月6日(月) 午後5時15分

イ 提出場所

第3に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送。(郵送の場合は、提出期限に必着とする。)

第8 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 企画提案事業者の事業実績等(様式2-2)
- (2) 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案(様式2-3)
- (3) 業務の円滑な運営に関する提案(様式2-4)
- (4) 給食室内の安全衛生管理に関する提案(様式2-5)
- (5) 人材確保・配置及び育成に関する提案(様式2-6)
- (6) 食物アレルギー対応に関する提案(様式2-7)
- (7) 調理事故や災害発生時の対応に関する提案(様式2-8)
- (8) 従業員の処遇改善に関する提案(様式2-9)
- (9) 企画提案者独自の提案(様式2-10)

※各様式(様式2-2～2-10)は、自由に編集してよい。ただし、様式のタイトルや様式番号は、必ずわかりやすい位置に記載すること。

2 企画提案書及び添付書類

企画提案は、次の書類を提出すること。

- (1) 提案書(様式2-1～2-10)

※各様式により添付を要するとした書類を含む。

- (2) 見積書(様式3-1)
- (3) 支払計画書(様式3-2)

※ 「(2) 見積書(様式3-1)」に記載する金額と「(3) 支払計画書(様式3-2)」の総合計の額は一致させること。

※ (2)の書類(見積書)と「(3)の書類(支払計画書)」は、1つの封筒に入れ、封緘すること。封筒には、本業務の名称、企画提案者名及び「提案価格書類 在中」と記載すること。

3 提出方法等

(1) 提出期限

令和5年11月24日(金) 午後5時15分

(2) 提出場所

第3に同じ。

(3) 提出部数

ア 2の(1)の書類(提案書)

正本 1部(企画提案書の表紙に所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のうえ、代表者印を押印したもの)

副本 10部(様式2-1は不要。提案書において、企画提案者を判別できるような記載をマスキングするなど、判別できないようにすること。)

イ 2の(2)、(3)の書類(見積書、支払計画書)

正本 1部(見積書及び支払計画書を同一の封筒に入れ、封緘し提出すること。封筒には、本業務の名称、企画提案者名及び「提案価格書類 在中」と記載すること。)

4 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本業務において公表等が必要と認めるときは、町は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった企画提案者の提案については、町が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

- (2) 提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっているものを使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として企画提案者が負うものとする。

- (3) 提出された書類については、変更及び返却はできない。

- (4) 町は、企画提案者から提出された企画提案書について、三木町情報公開条例(平成14年3月29日三木町条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの優先交渉権者の決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第9 企画提案者へのヒアリング

町は、企画提案者に対し、令和5年12月8日(予定)に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。

第10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出された見積書(様式3-1)に記載された金額が提案価格の上限の額を超えている場合
- (6) 審査会の委員に、直接・間接問わず、故意に接触を求めた場合

第11 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、三木町小学校給食調理等業務事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会の委員は、別途、公表することとする。この公表後に、本業務に関して、当該委員に接触を試みた者は、失格とする。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリングを行う。詳細については、該当者に別途通知する。

3 評価基準

企画提案書及びヒアリングにより、別添「三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務プロポーザル審査表」に基づき審査及び評価を行う。

4 優先交渉権者の選定

審査会においての審査は、次のとおりとする。

(1) 業務提案の審査

第8の2の(1)の書類及びこれに関するヒアリングにより評価する。

評価点は、別添「三木町立小学校給食調理・配送・配膳等業務プロポーザル審査表」に基づく。

なお、業務提案の評価点の合計が350点に満たない提案は、提案価格評価の如何にかかわらず、採用しない。

(2) 提案価格の審査

第8の2の(2)の書類により評価する。

評価点は、次の方法により算定する。

$\text{提案価格評価点} = 100 \times (\text{最低の提案価格} / \text{提案価格})$
--

※小数点以下は切り捨てとする。

(3) 最優秀提案の選定

業務提案の評価点（合計）と提案価格の評価点の合計点数をもって、最も評価点数の高い企画提案を採用し、優先交渉権者として選定する。なお、評価点数の合計が同点となる者が2者以上あるときは、業務提案の評価点（合計）が高い者を採用し、これによっても同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、優先交渉権者の決定後において、協議等の結果、契約締結に至らなかった場合は、次順位以降の企画提案者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

5 審査結果の通知

審査結果については、個別に通知するとともに、ホームページで公表する。

ホームページにおいては、採用に至った提案を提出した者のみの商号又は名称等を公表し、それ以外の者は、商号又は名称等を公表しない。ただし、議会への説明等において、必要となる範囲で、公表することがある。

審査結果に関する問い合わせには、応じない。

第12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、この見積書徴収の際には、費用の内訳として、支払計画書（様式3-2）と同様な書類、各年度における費用内訳（人件費等）が分かる書類の提出を求める予定としている。

2 契約保証金

要する。（三木町物品購入等契約規則（平成17年2月1日三木町規則第1号）第34条に基づく）

※ただし、三木町物品購入等契約規則第35条各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。

三木町物品購入等契約規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。

(1) 契約者が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者が、過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に

履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 法令の規定に基づいて延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払い（毎月）とする。

第13 その他

1 手続において使用する言語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 企画提案書の提出要請以降に企画提案書の提出を辞退する場合は、その旨を書面により申し出すること。（任意様式とする。申し出先は、第3に同じ。）

6 本募集要項、仕様書及び関係資料（以下「募集要項等」という。）のほか、質疑への回答及び募集要項等の改訂に関しても、募集要項等と同様に取り扱う。